

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年6月30日 |
| 【会社名】 | 株式会社ニトリホールディングス |
| 【英訳名】 | Nitori Holdings Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 似鳥 昭雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は 下記「最寄りの連絡場所」で行っております。) |
| 【電話番号】 | 当該事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 当該事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都北区神谷三丁目6番20号 |
| 【電話番号】 | (03)6741-1204 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理部ゼネラルマネジャー 武田 史紀 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1) |

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成26年6月27日に提出した新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項のうち、「発行価額の総額」および「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

訂正箇所は下線で示しております。

(4) 発行価額の総額
(訂正前)
未定

(訂正後)
5,008,714,000円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数を切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

(以下略)

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり5,540円(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

(以下略)